# 原発と東電関係

Q:原発を考える上で、安全性と電力需給は区別して考えなければいけないと思うか?

#### (榊原回答)

今回の夏休み経済教室でも申し上げましたが、「安全性」は最優先されます。今回の夏休み経済教室では、政府の発表ベースをもとに、産業界の意見を日本経済新聞記事等で補いながら、以下のように説明しました。

「エネルギーを考える次の4つの視点が重要です。第 1 に、エネルギーを「<u>安定して供給」</u>できる視点。第 2 に、「安全」で、「環境への悪影響を最小限に」したエネルギー使用。ただし安全は最優先される。第 3 に、「安価であること。」高いエネルギーコストは、国民負担を増やし、産業を減らし国力を低下させる。第 4 に、上記 3 つの条件が、長期に渡り満たされる必要(「持続可能性」)。

以上を説明した上で、時間軸に触れ、第1に、再生可能エネルギー(太陽光、風力など)の利用は目一杯拡大する必要がある。しかし、近い将来に原子力を代替できる水準まで引き揚げるのは資金・コスト、技術、用地等の面で不可能。そのような中での選択肢の一つとして、原子力を外すべきではない。そこで、「個々の原発の総合的な危険度」を割り出し厳格で透明度の高い評価をおこなう必要がある。(危険度→災害リスク、設備老朽化)。あわせて情報公開を改善する必要がある。そこで、「安全に動かせる原発」は、設計寿命まで稼動させる。ただし必要な対策を行う。「リスクが高すぎるとわかった原発」は廃炉させる。ただし「安全性は最優先!」させる」

実は、この説明のベースは、今年の 6 月 7 日に行われた政府の「新成長戦略実現会議」の「革新的エネルギー・環境戦略について」で述べられている考え方に基づいています。そこでは「エネルギー政策の基本理念である 3 E (安定供給、経済性、環境適合性)の重要性は不変だが、加えて S (安全性確保)が大前提であることを「再認識」する必要があり、特に原子力については、安全確保に万全を期すことが不可欠である。「安定供給」については、海外依存度の低減のみならず、災害等の国内有事にも強いエネルギー供給体制の構築が必要である。その際、大規模集中電源に依存するリスクが顕在化したことを踏まえ、分散型電源や電力以外のエネルギー源と共生する複線・多重型のシステムを実現する必要がある。

「需要サイド」は、これまでの省エネ技術の革新等を通じたエネルギー消費の効率化への不断の取組に加え、エネルギー消費の際限ない増加を許容する社会のあり方を問い直し、「省エネ・節電型」に変革する必要がある。」としています。

さらに、同会議では、【時間軸を踏まえた対応】として、「短期( $1\sim3$ 年)には、電力供給不安解消が最優先の課題。被災地の「復旧・復興」と「日本経済の再生」を支えるため、安定供給重視の政策展開する必要がある。中期( $3\sim1$ 0年)には、「持続的成長」の

実現に向け、安定供給を前提に、経済性と環境性のバランスを確保する。また、長期(10~20年)には、技術革新の成果を踏まえた世界最強のエネルギー需給構造を実現すべきである。」としています。

## Q:原発は30年後に全てなくなるのでしょうか?

(榊原回答)内閣の国家戦略室で、国のエネルギー政策として議論が始まったところで決定事項や公表資料も出ていませんので、原発が30年後に全て無くなるかどうかは分かりません。

#### Q:福島原発はどうなるでしょうか?

(榊原回答) 廃炉になる予定です。東京電力では、第 1 に福島第一原子力発電所事故の収束、第 2 に非難の支援と被災者の原子力損害賠償制度に基づく補償、第 3 に電力の安定供給の確保を掲げており、一番目に基づき、原子炉の冷却、放射性物質の飛散防止、福島原子力発電所の廃止に関する費用・損失を計上しています。

#### Q:原発に対するあふれる情報をどのように注意して取捨選択したらよいですか?

(榊原回答) エネルギー関連 (原発を含む) の情報には、以下のようなものがあります。

1.国のエネルギー政策関係 : 新成長戦略実現会議 「革新的エネルギー・環境戦略について」経済産業省 HP

http://www.meti.go.jp/policy/energy\_environment/enerugi-seisaku/energyseisaku\_mi
naoshi.html

- 2. 電力・発電関係等データ:電気事業連合会 HP http://www.fepc.or.jp/
- 3. 東京電力関係データ: 東京電力 HP http://www.tepco.co.jp/index-j.html
- 4. 各国電力事情、産業界の記事: 「日本経済新聞等記事」
- 5. 放射線計測値等: <a href="http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/monitor.html">http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/monitor.html</a> このうち政府の新成長戦略実現会議等の資料は、簡潔に書かれており使いやすいと思いま
- す。多様な視点を担保するために新聞と併用しての利用が良いと思います。

## Q:東電の賠償や、大震災の復興をどうするか、お考えを聞かせてください。

(榊原回答)東電の賠償について解答します。東京電力は、8月3日に成立した原子力損害 賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みのもとで、8月5日に原子力損害賠償紛 争審査会において決定された「原子力損害賠償の範囲の判定に関する中間方針」を踏まえ 確定した損害に対する補償をすると発表しています。

# 榊原先生講義関連質問

Q:証券市場は株を売買する場とすると、ナスダックってなんですか?

A: NASDAQ、(National Association of Securities Dealers Automated Quotations) は、1971 年に全米証券業協会(NASD)の主催で開設されたアメリカ合衆国にある世界最大の新興企業(ベンチャー)向け株式市場です。2010 年末で時価総額で世界第 1 位の NYSE Euronext(いわゆる元ニューヨーク証券取引所のこと)についで、世界第 2 位の時価総額です。(ちなみに東京証券取引所は、世界第 3 位です。)自動取引システムを導入し、コンピューターシステムの証券取引市場であることを強調し、それにより、インターネット・情報技術関連企業が多く市場に参入するようになって、先端企業が上場している市場イメージがある。新興企業向け市場は、日本では、ヘラクレス(旧 JASDAQ・大証)、マザーズなどがありますが、これと比べると NASDAQ は、平均的な企業規模が日本の新興企業と比べると 7 倍程度あり、相当程度の規模の会社が上場しているというイメージです。

Q:株式市場が、発券市場と流通市場に区別されることは理解できましたが、そもそも株式会社の成立や投資は発券市場でのことで、流通市場を教えることで、株の投資=単なる金儲けと生徒は理解してしまうのではないかと不安ですが?

A: 流通市場の代表的なものが、証券取引所です。流通市場を教えることを不安に感じられているとのことですが、株式が流通しない状態を考えてみると分かりやすいと思います。実質的には、未上場会社の株式(証券取引所に上場していない株式)は、現実問題として、殆ど流通しません。未公開株を持っている人は、未公開株の購入希望者を探さなければなりませんし、運良く探すことができたとしても、価格交渉をしなければなりません。価格が決まってもそれが公正な価格かどうかも分かりません。これでは、株式投資をして、いつでも安心して投下資金を回収できなくなり、株式投資をして会社を応援しようとする人は限られてしまいます。

多数の投資家が参加する証券取引所に上場して流通市場で株式が売買されるようになると、株式市場でつけられる公正な価格で株式を移転できるようになります。株式の流通の道が確保されている会社は、より株式市場において資金を調達しやすくなるわけです。(勿論、公正な価格形成のために市場を開設する証券取引所は、様々な自主規制を通じて、市場の公正性・透明性を確保することが前提となることはいうまでもないことです。)

また、資金の出し手である投資家からみると、株式や公社債等の有価証券に対する投資

の場になります。有価証券投資は、預貯金・信託・保険と並ぶ重要な貯蓄手段です。例えば、我々の年金を運用する年金積立管理運用独立行政法人の平成22年度末の運用資産の構成割合を見ても、日本国債66.59%、日本株式11.53%、外国債券8.11%、外国株式11.26%、短期資産2.51% (http://www.gpif.go.jp/operation/state/pdf/h22\_q4.pdf) に分散投資をしています。このように証券市場は国民に資産運用の場を提供する重要な機能を持っています。

生徒の皆さんには、是非、そのような株式市場の仕組みを教えてあげてほしいものです。 (また、蛇足ながら、私も大学で学生に講義をしていて、企業をあまりにも知らない学生を見かけます。キャリア教育の面で、早い段階から、企業に興味を持ち、素晴らしい技術・ノウハウをもつ日本企業が多く存在することも流通市場を通して気付いてほしいものです。)

## Q:リスクをとって資産運用することのメリットとデメリットは?

A: 金融商品は、安全性・流動性・収益性の3つの特徴を持っており、3つ全ての面で最高値を満たす金融商品はありません。

リスクとは、金融理論では運用、リターンがブレることを言います。リスクが大きい金融商品は、儲かったり損をしたりのブレ幅が大きくなっています。国内株式、海外株式などが該当します。逆に、リスクが小さい金融商品は儲かったり損をしたりの、リターンのブレ幅が小さくなっており、銀行預金、国債などがあります。

リスクには、価格変動リスク (相場の変動によるもの)、為替変動リスク (外国為替相場の変動によるもの)、信用リスク (預金先の金融機関、債券・株式の発行体である会社・国の破綻によるもの)、流動性リスク (必要なときにすぐに換金・売却できるか) があります。

リスク (安全性・流動性) とリターン (収益性) にはトレードオフの関係があり、高い リターンを得るには高いリスクを負わなければならないし、低いリターンでよければリス クも低いものになるのが一般的です。一般論で言えば、質問の回答は、リスクをとって資 産運用をするメリットは高いリターンが期待できることであり、デメリットはリスクが高 いこととなります。

個々が期待するリターンを得るためには、各自のリスク許容度と相談しながら、リスクを減らしリターンを安定させて投資することになりますが、その方法として分散投資があります。金商品の分散、国際分散、通貨の分散、期間の分散などです。前にも触れましたが、我々の年金を運用する年金積立管理運用独立行政法人の平成22年度末の運用資産の構成割合を見ても、日本国債66.59%、日本株式11.53%、外国債券8.11%、外国株式11.26%、短期資産2.51%(http://www.gpif.go.jp/operation/state/pdf/h22\_q4.pdf)というように流通市場での株式投資を含めた分散投資をしています。

## Q:株主の責任は、株価で取ったとしても、経営者の責任はどうなるのですか?

A: 私は、法律の専門家ではありませんので、誤解を恐れず、細かい法律要件を無視してその構造の概略を説明したいと思います。経営者の道義的な責任は勿論あると思います。加えて法的な責任も負うことになりますが、これは少し説明が必要になります。会社の取締役等が第三者に対して直接不法行為を行えば、責任を負う点については、異論はないと思います。問題は、会社の行った行為に対して、会社が責任を負うことに加えて、どのような仕組みで取締役に責任を負わせるかを考える必要があります。

株式会社は、法人格があり、会社自身の名前で権利を有し義務を負い、訴訟の当事者能力があります。

会社は、法人であるため、自ら意思を行使し行為をすることはできません。そこで取締役などの機関の意思決定や行為を、会社の意思や行為としています。取締役と会社の関係は委任の関係となっています。以上が前提となる仕組みです。

さて、会社の取締役は、次の 1.2.の義務があり、義務違反があれば責任を取ることになります。

#### 1. 取締役の一般的な義務

- (1) 会社法に一般規定のある義務
- ①善管注意義務 (330)
- ②忠実義務 (355)
- (2) 判例学説で承認されてきた義務
- ③監視義務
- (主なもの)
- ④リスク管理体制の構築義務

#### 2. 会社と取締役との利益相反行為の規制

⑤競業取引、利益相反取引

このうち、①善管注意義務(330)とは、会社と取締役には委任の法律関係があり、取締役が取締役会の構成員として、また代表取締役として職務を行うに際しては、善良な管理者の注意を負うというものです。取締役に過失があることが問題となります。

②忠実義務(355)とは、取締役が、法令・定款の定めと株主総会の決議を遵守し会社の ために忠実に職務を遂行する義務を負うというものです。

取締役の一般的な義務のうち判例・学説で承認されてきた主なものとしては、③監視義務と④リスク管理体制の構築義務があります。

③監視義務は、取締役等は他の取締役の行為が法令・定款を遵守し適法・適正になされていることを監視する義務であり、④リスク管理体制の構築義務は、ある程度以上の規模の会社において健全な会社経営のため、事業規模・特性に応じたリスク管理体制を整備する義務を負うというものです。(362.416.348)

法は、これらの一般規定だけでは十分でないと考え、2の「会社と取締役との利益相反行 為の規制」(競業取引、利益相反取引)を規定しています。

#### 役員等の会社に対する損害賠償責任(423)

取締役等は、会社に対して委任・準委任の関係に立ち(330)、「善管注意義務」を負い、

会社に対して取締役は「忠実義務」(355) を負います。このため、<u>具体的な法律・定款規定に違反した場合</u>はもちろん、<u>一般的な善管注意義務・忠実義務に違反</u>して会社に損害を与えたときには、<u>民法の債務不履行の一般原則(民415)</u>に従って会社に対して損害賠償責任を負うのが一般原則です。

しかし会社法は、この一般原則では不十分であると考えており、423 条で、「<u>役員等が、</u> 任務を怠ったとき(任務懈怠)は、会社に対して生じた損害を賠償する責任を負うとして います。」423 条では、任務懈怠とは競業取引、利益相反取引、<u>法令・定款違反</u>、利益供与、 違法な剰余金の分配などにより損害を生じさせた場合を想定しています。

## 役員等の第三者に対する損害賠償責任(429)

取締役等がその任務に違反した場合は、本来的には会社に対する関係で責任を負うに過ぎません。しかし任務違反の結果、株主や会社債権者が損害を受けることを想定して、法は取締役等に「会社以外の第三者に対する特別の責任」を認めています。

役員等がその職務を行うについて悪意又は重過失があった場合は、第三者に生じた損害 を賠償する責任を負います(429)。

この制度の趣旨は、取締役等の任務は会社に対するものにすぎないので、<u>第三者に対しては不法行為の要件(民 709)</u>を満たさない限り責任を負わないはずですが、<u>第三者保護のため、会社に対する任務違反について悪意又は重過失があれば、第三者への権利侵害や故</u>意過失を問題にせず、直接、損害賠償責任を負うこととしたという特別の法定責任です。

判例においては、取締役の任務懈怠と第三者の損害との間に相当因果関係がある限り、 会社が損害を被った結果第三者に損害が生じた場合(間接損害)か、<u>直接第三者が損害を</u> 被った場合(直接損害)かを問わず、取締役は賠償責任を負うとしています。

## 株主代表訴訟 (847)

取締役等の責任は、本来は会社自身が追及すべきものですが、取締役間の同僚意識などからその責任追及が行われない可能性があり、その結果、会社すなわち株主の利益が害される恐れがあります。そこで法は、個々の株主自ら会社のために取締役等に対する会社の権利を行使し訴えを提起することを認めています。

(以上の回答は神田秀樹著「会社法」参照しました。)